

業種追加の検討「動物の死体火葬・埋葬業者」について

1. 現状

(1) 法制度（主な関連条文等）

○ 動物愛護管理法（抜粋）

（動物取扱業の登録）

第10条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物とのふれあいの機会の提供を含む。次項において同じ。））その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

(2) 規制を受ける業種（現状の概要）

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

※ 実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類が対象。

2. 主な論点

- (1) 動物愛護管理法において、動物の死体の取扱いを含めることが可能か。可能な場合、法第2条の基本原則を修正する必要はあるか。
- (2) 現行の動物取扱業（登録制）とするのか、あらたなカテゴリーとして届出制等とするのか。
- (3) 火葬を行わない葬儀・葬祭のみの業態（火葬は他社に委託）も規制に含めることが可能か（人では規制していない）。
- (4) 業として規制する場合、法律で規制するのか、政令で規制するのか。
- (5) 規制の主な具体的内容（動物愛護管理法で規制できる範囲。主な遵守義務の内容。）はどうか。
- (6) 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

3. 業界の主な意見

- ・ 悪徳業者が淘汰され、善良な業者が生き残れるように、動物愛護管理法の動物取扱業（登録制）に追加する等の法的な規制の措置を望んでいる。

4. 「動物」に係る規定の現状について

(1) 動物愛護管理法

「動物の愛護及び管理に関する法律」第2条において「動物が命あるものであることにかんがみ」、適正に取り扱うこととしている。

一方、同法第36条第2項に「都道府県等は、・・・通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。」とあり、「動物の死体」を規定する条文が存在する。

○ 動物愛護管理法（抜粋）

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第36条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 略

※ 法第36条の「動物の死体」の規定の趣旨は、動物の死体が公共の場所に放置されることによってその場所を利用する国民の動物愛護に係る感情等が害されることを抑止することと考えら

れる。

(2) 廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項において、「動物の死体」は「廃棄物」とされているが、通知により「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、同法第2条第1項の廃棄物には該当しない。」としている。

※ 廃棄物処理法第2条第1項

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻…、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの…をいう。

※ 旧厚生省通知（「昭和52年8月3日付け厚生省環計第78号」）抜粋

「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物には該当しない。」（宝塚市長からの「廃棄物の定義等について（照会）」の照会文書に対する回答通知）

なお、廃棄物処理法に基づく「廃棄物」に該当する場合、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者には、都道府県知事等の許可が必要（同法第8条）等の規制がかかる。

5. 「人」に係る規定の現状

(1) 葬祭

葬儀・葬祭の執行に当たり国又は自治体の法律上の許認可は不要。

※ 霊柩車等を使用して遺体の搬送を行う行為は貨物自動車運送事業法の規定に基づく貨物事業者運送事業の許可が必要。

(2) 火葬・埋葬・墓地等

○ 火葬場、墓地及び納骨堂を經營しようとする者は、「墓地、埋葬等に関する法律」第10条の規定に基づき、都道府県知事等の許可が必要。

○ 火葬、埋葬及び改葬（収蔵した焼骨を他の納骨堂に移す等）を行おうとする者は、同法第5条の規定に基づき市町村長の許可が必要。

(3) 死体に対する礼儀の観点での関係法令

○ 「死体解剖保存法」（昭和24年法律第204号）

第20条 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

○ 「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）

第59条 1～3項 略

4 第1項又は第2項の規定により死体を解剖する場合においては、礼意を失わないように注意しなければならない。

- 「死体取扱規則」(昭和33年11月27日国家公安委員会規則第4号)
(死体に対する礼儀)

第5条 死体の取扱に当つては、死者に対する礼が失われることのないように注意しなければならない。

6. ペットの死体の処理等について

(1) ペットの死体の処理(現状)

ペットの死体の処理については、主に次の方法が行われている。

- ① 飼い主が自ら処理(自己所有地への埋葬等)
- ② 飼い主が、地方公共団体(清掃局等)へ処理依頼(焼却)
- ③ 飼い主が、民間事業者又は寺院等へ処理依頼(火葬、返骨、埋葬等)

(2) 先般の事件

先般の埼玉県飯能市における動物死体の不法投棄事件は、上記③のケースであるが、事業者は、飼い主から預かったペットの死体を火葬及び返骨等の処理を適正に行わずに不法投棄した問題がある。

7. その他関係法令の例

(1) 動物の死体焼却に伴って生じうる公害を防止する観点での関係法令

○ 悪臭防止法

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づき、都道府県知事等が悪臭を防止する必要があると認める地域を指定することができ、規制地域内ではすべての工場その他の事業場が規制の対象となる。

○ 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)においては、一定規模以上の動物の死体を焼却する施設(法第2条第2項の「ばい煙発生施設」)については、法第6条に基づく都道府県知事等への届出や、排気口から排出されるばい煙、有害物質等の排出基準の遵守などの規制が課せられている。

※「ばい煙発生施設」は施行令第2条により、別表第1に掲げる施設及び規模が該当するものとされている。

(「別表第1」抜粋)

13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。
----	--------	---

○ ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)においては、一定規模以上の動物の死体を焼却する施設(法第2条第2項の「特定施設」)については、法第8条他に基づき、排出ガス(大気)に係る排出

基準の遵守などの規制が課せられている。

※「特定施設」は施行令第1条により、別表第1に掲げる施設及び規模が該当するものとされている。

（「別表第1」抜粋）

五 廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり50キログラム以上のもの

8. その他関連資料（別添添付）

- 動物の死体火葬・埋葬業者（火葬等を行わない葬祭業者を含む）の設置・営業等の規制にかかる条例等の制定状況（別添1）
- ペット火葬・霊園等業者全国一覧（環境省調べ）（委員限りの資料）（別添2）

(別添1)

○ 動物の死体火葬・埋葬業者(火葬等を行わない葬祭業者を含む)の設置・営業等の規制にかかる条例等の制定状況

(各自治体の条例等の制定状況に基づき環境省が独自に作表。市町村についてはその条例・要領等を全て網羅しているものではない。)

都道府県・指定都市・中核市	市町村	条例、要綱、要領、ガイドライン等の名称	基準			許可・協議	届出	罰則	取り消し	適用除外		備考(移動火葬車への規定など)
			立地	構造設備	周辺住民の同意					墓地埋葬法	自ら所有する動物の埋葬	
1	北海道	—										
2	青森県	—										
3	岩手県	—										
4	宮城県	—										
5	秋田県	潟上市 ペット霊園の設置の適正化に関する条例	○	○	○	○			○	○		
		横手市 横手市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○			
6	山形県	—										
7	福島県	—										
8	茨城県	龍ヶ崎市 ペットの火葬場等の新設等に関する条例			△説明			○				
		北茨城市 ペット霊園設置規制条例	○	○		○			○			
		牛久市 ペットの火葬場等の新設等に関する条例			△説明			○				
		五霞町 ペット霊園等設置適正化条例	○	○		○			○	○		移動可能な施設を含む
		取手市 ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	△説明	○			○	○		
		東海村 ペット霊園の設置の許可等に関する条例	○	○	○	○			○			
		守谷市 ペット霊園の設置の許可等に関する条例	○	○	△説明	○			○			
9	栃木県	—										
10	群馬県	—										
		日高市 日高市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○			
		八潮市 八潮市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○		○			○	○		移動する施設は条例対象外
		所沢市 所沢市街づくり条例(第21条)			△説明	△協議						
		入間市 入間市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○		○	
		坂戸市 坂戸市ペット霊園の設置等に関する指導要綱	○	○	△説明			○				
		上尾市 上尾市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	△説明	○			○			土地所有者のみ
		白岡町 白岡町ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○	○		
		鴻巣市 鴻巣市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	△協議			○			
		北本市 北本市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	△説明	△協議			○			土地の所有者のみ
		桶川市 桶川市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	△説明	○			○			土地の所有者のみ
		加須市 加須市ペット霊園等の設置等に関する条例	○	○	△説明	○			○			焼却炉を持つ施設は不許可
		伊奈町 伊奈町ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	△説明	○			○			土地の所有者のみ
		ときがわ ときがわ町ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○			
11	埼玉県	長瀨町 長瀨町ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○			
		羽生市 羽生市ペット霊園の設置の基準等に関する条例	○	○	△説明	○			○			焼却炉を持つ施設は不許可
		本庄市 本庄市ペット霊園の設置等の適正化に関する条例	○	○	○	○			○			土地の所有者のみ
		行田市 行田市ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	△説明	○			○			土地の所有者のみ
		川島町 川島町ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○			
		宮代町 宮代町ペット霊園の設置に関する指導要綱	○	○	○	△同意			○			
		皆野町 皆野町ペット霊園の設置に関する条例	○	○	○	○			○			
		横瀬町 横瀬町ペット霊園の設置の許可等に関する条例	○	○	○	○			○			
		飯能市 飯能市ペット霊園等の設置等に関する指導要綱	○	○	△説明	○			○			専ら定位置で使用するものに限る
		吉川市 吉川市ペット霊園の設置及び管理の基準に関する条例	○	○	△説明	○			○			
		小鹿野町 小鹿野町ペット霊園の設置等に関する条例	○	○	○	○			○			
		深谷市 深谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	○	○	○	○			○			
		熊谷市 熊谷市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	○	○	○	○			○			H23.1.1.施行
12	千葉県	我孫子市 我孫子市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	○	○	△説明	○			○		○	移動火葬車は火葬の度に届出が必要
		流山市 流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	○	○	○	○			○		○	
		鎌ヶ谷市 鎌ヶ谷市ペット霊園の許可等に関する条例	○	○	△説明	○			○			
		市原市 市原市ペット霊園の設置の適正化に関する条例	○	○		○			○			
13	東京都	大田区 大田区ペット火葬場等の計画の事前公開等に関する要綱			△説明			○		○	○	
		板橋区 東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例	○	○	△説明	○			○	○		
		練馬区 練馬区まちづくり条例		○	△説明			○				
		江戸川区 江戸川区ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱		○	△説明			○		○		移動火葬車の基準有り
		八王子市 八王子市民の生活環境を守る条例										
		立川市 立川市ペット火葬場等の設置等に関する指導要綱		○	○			○		○		移動火葬車の届出が必要
		あきる野 あきる野市都市環境条例	○			△同意						
14	神奈川県	平塚市 平塚市まちづくり条例	○	○								
		鎌倉市 鎌倉市動物霊園の設置に関する指導要綱	○	○	△説明			○				宗教法人が自己所有地において行う場合は適用除外
		秦野市 秦野市ペット霊園の設置に関する指導要綱	○	○	△説明	△同意						移動火葬車を含む

